

Title	「真実且つ公正なる概観」考<その1> : イギリス会社法の変遷を中心に
Sub Title	A Study of 'A True and Fair View' : On the Transition of the British Companies Acts
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1985
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.4 (1985. 10) ,p.47- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19851025-04053849

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「真実且つ公正なる概観」考 <その1>

—イギリス会社法の変遷を中心に—

友 岡 賛

I 問題の所在

会計の目的を何処に求めるか、或いは、それが果すべき役割は何であるかということは常に提起される問題であり、又、現在でもそれに就いての普遍的な理解というものは未だ確立されていない。他方、会計が採るべき所謂基本理念、或いは、会計情報が具備すべき属性というものは、こうした会計の目的乃至役割を明確に定義した上で、そこから演繹されて然るべきものである。従って、斯かる理念乃至属性に就いても又、依然として各人各様の見解が混在している。

然し、ここで我々は、会計の目的を社会的秩序の維持に求め、従って、それが先ずもって果すべき役割は所謂利害調整機能の遂行にあると解したい。然して、斯かる理解からすると、会計の採るべき基本理念は、究極的には、「公正性 (fairness)」という概念に集約される。蓋し、企業を取り巻く各種利害関係者に関わる、多様、且つ相互排他的な利害を、会計情報の開示に依って調整し、取り分け、企業の公平なる成果配分を保証する為には、何よりも、会計乃至会計情報自体の公正性が求められて然るべきであるからである。¹⁾

こうした認識の下で我々は、この公正性概念を頂点として、会計に関わる諸概念に就いての体系的なフレーム・ワークを構築せんことを最終的な課題としているが、ここでは先ず、その1つの手掛りとしてイギリス会社法の会計規定を取り上げる。蓋し、イギリスの会社法に於いては、予てからこの公正性概念が略一貫して用いられてきており、且つ現在でも、その一般原則ともいふべき「真実且つ公正なる概観 (a true and fair view)」規定の中に依然として存在しているからである。そこで当面我々は、この規定の解釈を通じて公正性概念の意味を検討してみたい。

1) ここで我々が採るこうした基本的な立場に就いては、以下を参照されたい。友岡賛「会計の基本理念としての fairness ——イギリス会社法の要請を中心に——」『国際会計研究学会年報—1984年度—』1985年3月, pp. 106-107.

ところで、この「真実且つ公正なる概観」という文言乃至概念は、実際には、1948年にイギリス会社法の規定として取り入れられたものである。然し乍ら、斯かる文言の起源とでもいうべきものは、それより1世紀以上前の法律の中に見出すことができる。²⁾即ち、19世紀の会社法に於いて、これに類似した文言乃至概念が既に用いられていたのであり、換言すれば、この「真実且つ公正なる概観」という文言も、会社法の中に突如として現れたものではなく、時の経過と共に次第に形成されてきた概念に外ならないのである。従って、この文言乃至概念の意義を理解する前提としては、それが登場する迄の会社法の沿革を知ることが、当然、必要と成る。そこで本稿は、イギリス会社法の会計規定に見出される様々な類似概念の変遷過程、並びに、その歴史的背景を明らかにせんことを意図している。

II 19世紀の会社法

1844年株式会社法 (Joint Stock Companies Act, 1844)³⁾ は、無限責任という条件付ではあったものの、登記に依る法人格の附与を初めて認めた法律として注目されるが、⁴⁾ 会計及び監査に就いても可成詳細な要請が盛り込まれていた。⁵⁾ 即ち、同法に於いては、先ず、会計帳簿に正しく (duly) 記入すべきこと (第34条)、それを定期的に締め切るべきこと、然して、充分且つ公正なる (full and fair) 貸借対照表を作成すべきこと (第35条)、等が定められており、更に、監査人の選任 (第38条) 及びその権限 (第40条) 並びに監査報告書の作成 (第41条)、等に関する規定も設けられていた。この様に会計制度及び監査制度を、法律上、詳細に規定したのも同法が最初であり、その意味でも画期的なものであったといえる。

然し乍ら、「真実且つ公正なる概観」規定の起源ともいべき「充分且つ公正」という文言に就いては、それに明確な意味を附与し得る様な規則の集積 (collection of precepts) が全く存在せず、⁶⁾ その解釈も定かではなかった。但し、如何なる文言にせよ、それが長きに亘って用いられるものであるならば、時代の流れと共にその意味も自ずと確立されてくるであろうことは想像に難くない。⁷⁾ とはいっても、その解釈を初めから明確に規定してしまうことと、爾後の経済社会状況の変遷に

2) J. G. Chastney, *True and Fair View—History, meaning and the impact of the 4th Directive*, Research Committee Occasional Paper No. 6, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1975, p. 4.

3) 7 & 8 Vict. c. 110.

4) Michael Chatfield, *A History of Accounting Thought*, 1974, p. 113.

5) H. C. Edey and Prot Panitpakdi, *British Company Accounting and the Law 1844-1900*, in A. C. Littleton and B. S. Yaney (ed.), *Studies in the History of Accounting*, 1956, pp. 356-357.

6) H. C. Edey, *Company Accounting in the Nineteenth and Twentieth Centuries*, in Michael Chatfield (ed.), *Contemporary Studies in the Evolution of Accounting Thought*, 1968, p. 136.

7) Chastney, *op. cit.*, p. 4.

じた解釈を得るべく、所謂社会的コンセンサスの確立を待つこと、の何れがより望ましい方策であるかは、一概に判断し得ないところであろう。

8) 1845年統一会社約款法 (Companies Clauses Consolidation Act, 1845) は、鉄道業等の公益事業を営む所謂国策会社 (statutory company) を対象とするものであった。然して、そこでは、充分且つ真実なる (full and true) 会計帳簿を保持すべきこと (第115条)、並びに、資産、負債、資本に関する真実なるステイトメント (a true statement) 及び損益に関する明瞭なる概観 (a distinct view) を表示する精確なる (exact) 貸借対照表を作成すべきこと (第116条) が定められていた。

相次いで制定された1844年株式会社法と1845年統一会社約款法に於いて、一方では「充分且つ公正なる貸借対照表」、他方では「精確なる貸借対照表」という文言が用いられていることは注目に値する。然して、斯かる相違が、貸借対照表の性格に対する考え方の根本的な違いに起因するものであったか否かは明らかでない。加えて、充分且つ公正なる貸借対照表も又、真実なるステイトメントではないか、という解釈も当然考えられよう。9) 唯、察するところ、「充分且つ公正」は、「精確」に比して遙かに広い意味内容を有している。蓋し、「充分且つ公正」という文言は、単に会計帳簿上の総ての事実を貸借対照表に記載することのみを要請しているのではなく、貸借対照表の総ての利用者が、当該貸借対照表に示される情報に依って企業の状態を正しく認識し得る様な開示をも求めていると解されるからである。然して、これに対して「精確なる貸借対照表」は、文字通り、或る特定時点に於ける会計帳簿に依拠した精確なる表示を要請しているに過ぎないのである。10)

然し乍ら、会社法の規定に於いて、この様な表現上の修正が行われたのは何故か、その経緯乃至立法当局の意図が何処にあったかは明らかでない。11)

1845年統一会社約款法、就中、鉄道会社の会計監査に関する規定を拡充すべく、1849年に上院の特別委員会 (Select Committee of the House of Lords) が開かれた。同委員会では、取り分け監査の有効性という観点から会社法の改正点が論議された。然して、同年6月に提出されたその最終報告書に於いては、会社法の意図する主たる目的として、会社の総ての取引に関して明瞭且つ忠実なる (clear and faithful) 会計記録を保持すべきこと、或いは、会社の資産、負債、資本、並びに損益に関する真実なるステイトメントを表示する貸借対照表を作成すべきこと、等が再確認され、12) その上で幾つかの提案が為された。先ずそこでは、計算書類の画一性 (uniformity) という問題が検討され、同委員会は、幾人かの証人の意見を踏まえて斯かる画一性が必要であることは認めつつも、更により多くのことを要請している。即ち、計算書類は、原則として画一的なものでなければなら

8) 8 & 9 Vict. c. 16.

9) Chastney, *op. cit.*, p. 5.

10) *Ibid.*, p. 6.

11) *Ibid.*, p. 5.

12) J. R. Edwards (ed.), *British Company Legislation and Company Accounts 1844-1976*, 1980, Vol. 1, p. 226.

ないが、それに加えて、株主に対して、最も明瞭且つ充分なる (the clearest and fullest) 情報を提供し得る程に説明的な (sufficiently explanatory) ものでなければならないとして、より詳細な開示が求められたのであった。¹³⁾

又、監査に就いては、監査人の義務が厳格に定義されるべきこと、即ち、計算書類の真実性及び正確性 (truth and accuracy)、並びに会社の財政状態を検査することに、その義務が限定されるべきであるとの勧告が為された。¹⁴⁾

1856年株式会社法 (Joint Stock Companies Act, 1856)¹⁵⁾ は1844年株式会社法を廃止したが、そのB表 (Table B) には、所謂模範条項 (model articles) が設けられていた。斯かる模範条項は単なる任意規定に過ぎなかったものの、会計及び監査に就いては、1844年法よりも遙かに近代的な規定が含まれていた。¹⁶⁾ 然して、そこには、幾つかの重要な文言が見出される。¹⁷⁾ 即ち、このB表に於いては、先ず計算書類に就いて、在庫品、現金収支及びその内容、並びに債権、債務に関して真実なる会計帳簿を保持すべきこと (第69条)、当該年度の収益に対して公正に賦課し得る (fairly chargeable) 総ての費用を計上し、その結果として (so that)、正当なる損益残高 (a just balance of profit and loss) を株主総会に提示すべきこと (第71条)、然して、複数年度に亘って公正に配分されるべき (in fairness be distributed) 費用項目が1会計年度中に生じた場合には、その全額を示し、且つその一部のみを費用計上する理由を附すべきこと (第71条)、等が定められている。更に、監査に就いては、株主総会で選任された監査人が計算書類を検査し、且つ貸借対照表の正確性 (correctness) を確認することを要請し (第74条)、加えて、監査報告書の内容に就いて次の様に規定している。即ち、監査人は、その監査報告書に於いて、貸借対照表が同法の規定に依って要請される諸事項を含む充分且つ公正なる貸借対照表であり、且つ当該会社の業務状態に関する真実且つ正確なる概観 (a true and correct view of the state of the company's affairs) を表示すべく適切に (properly) 作成されているか否かに就いて意見表明しなければならないのである。

ここで興味深いのは、同法に於いて、真実性 (truth)、公正性 (fairness)、正当性 (justness)、並びに正確性 (correctness) という幾つかの概念が使い分けられていることである。即ち、当該年度の損益が真実なる会計帳簿に基づいて公正に決定され、次いで、貸借対照表の正確性が監査人に依って評価されることに成る。然して、斯かる諸概念の内、真実性及び公正性という概念は、先の1844年法にも見出されたが、就中、正当性乃至正確性という言葉は、この1856年法に於いて初めて会社法に取り入れられたものである。¹⁸⁾

13) *Ibid.*, pp. 228-229.

14) *Ibid.*, p. 237.

15) 19 & 20 Vict. c. 133.

16) Edey et al., *op. cit.*, p. 137.

17) Chastney, *op. cit.*, p. 6.

18) *Ibid.*, p. 7.

先ず、正確性に就いては、会計が斯かる属性を実際に具備し得るか否かは常に疑問視されているところでもある。蓋し、会計は、その多くの部分を所謂見積りに依存しなければならないからである。又、同法の言い回しからすると、そこでは公正性と正当性が同一視されているとも解される。詰まり、「その結果として (so that)」という表現を用いることに依って、公正なる費用収益の対応が、即ち、正当なる損益を齎す (第71条) としているからである。従って、「正当なる損益」の意味が、一見、明らかにされている様ではあるが、然し、その要件ともいべき「公正なる費用計上」の何たるかは全く示されていないのである。¹⁹⁾

1862年会社法 (Companies Act, 1862) は、会社に関わる従来の諸法を廃止すると共に、若干の修正を加えた上でそれらを統合した法律であり、近代会社法の嚆矢ともいべきものであった。蓋し、同法に於いて、イギリス会社法の基本的なフレーム・ワークが一応完成したと解されるからである。²⁰⁾ 然して、会計及び監査に関しては、1856年株式会社法のB表の規定が概ね継承され、新たに第1附則 (First Schedule) のA表 (Table A) として定められた。即ち、計算書類に就いては、1856年法のB表第69条から第73条に掛けて規定されていたものがその儘1862年法のA表第78条から第82条に移され、又、監査に就いても、旧法のB表第74条から第84条迄の規定が多少手直しされ、新法のA表第83条から第94条として定められている。従って、旧法に於いて注目された、真実性、公正性等の諸概念、並びにそれらの用法に関しては何の変更も加えられていなかった。²¹⁾

1867年鉄道会社法 (Railway Companies Act, 1867) は、会社の計算書類が当該会社の財政状態に関する充分且つ真実なるステイトメントを含んでいるか否かに就いて監査人の意見表明が為される迄は、配当を宣言してはならない (第30条) と規定している。即ち、そこでは、充分且つ真実なる会計帳簿を保持すべきことを定めた1845年統一会社約款法の言い回しが継承されているのである。然し、他方、1856年法で用いられた公正性概念に就いて、1867年法は何も言及していない。然して、斯かる看過乃至省略が意図的なものであったか否かも定かではない。蓋し、この点に関しては、当時の議事録にも全く記されていないからである。²²⁾

1868年鉄道会社法 (Railway Companies Act, 1868) は、監査人が先の1867年法の第30条が要請している様な形で証明した場合に限り、会社は配当を宣言し得る (第12条(4)) と定めた。²³⁾

1877年の議会では、会社法の改正問題を検討する為の特別委員会 (Select Committee of Parliament) が開かれたが、そこでは、会社の計算書類に関して、取り分け、その正確性に就いて判断することが、監査人に対して要請された。²⁴⁾ 蓋し、同委員会が議会に提出した法案に依拠する監査報

19) *Ibid.*, p. 7.

20) 25 & 26 Vict. c. 89.

21) Chatfield, *op. cit.*, p. 115.

22) 30 & 31 Vict. c. 127.

23) Chastney, *op. cit.*, p. 8.

24) 31 & 32 Vict. c. 119.

25) Chastney, *op. cit.*, p. 8.

告書に於いては、次の様な監査意見が求められることに成るからである。即ち、「我々（監査人）は、上記の貸借対照表及び損益計算書を検査し、それらを会社の帳簿及び証憑、並びに……と照合し、資産及び負債の明細表を検査し、然して我々は、我々の知り、且つ信ずる限りに於いて、それらが正確な (correct) ものであることを証明する。」という様式に依る意見表明である。²⁶⁾ こうした形での監査意見は、マンチェスター会計士協会 (the Manchester Institute of Accountants) の前会長チャドウィック (D. Chadwick) に依って起草されたものであったが、彼は、真实性乃至公正性に就いては何も述べていない。²⁷⁾

然して、結局のところ、この法案は取り下げられ、²⁸⁾ 従って、斯かる様式に基づく監査報告書も立法化される迄には至らなかった。

1879年会社法 (Companies Act, 1879) は、²⁹⁾ 貸借対照表に対して充分性 (fullness) 及び公正性を要請する1844年株式会社法及び1856年株式会社法の規定を又もや採用した。即ち、監査人は、その監査報告書に於いて、会社の貸借対照表が充分且つ公正なる貸借対照表であり、会社の帳簿に示される通り、当該会社の業務状態に関する真実且つ正確なる概観を表示すべく適切に作成されているか否かに就いて意見表明しなければならない (第7条(6)) と定められているのである。然し乍ら、ここに、先の1856年法の規定との間に若干の相違が見出される。詰まり、1856年法に於ける「本法の規定に依って要請される諸事項を含む……」(B表第84条) という文言、並びに、1879年法に於ける「会社の帳簿に示される通り」という文言がそれである。先ず前者に就いては、所謂合法性の監査こそが何よりも重視された初期の監査思考がそこに窺われるが、1879年法に於いては、既に削除されてしまっている。他方、後者に就いては、貸借対照表と会計帳簿との一致を要請することを単に意図したものではなかった。というよりも寧ろ、帳簿に記載されずに隠蔽されている事項に関しては、³⁰⁾ 監査人の責任を免除せんとする含意がそこにあったものと解されるのである。然して、爾後の判例も、その様な見解を明らかにしている。³¹⁾

又、同法の求める充分且つ公正なる貸借対照表は、1844年法に於けるそれと同じく、可成広い意味内容を有する表現であるといえよう。蓋し、充分且つ公正なる貸借対照表とは、単に会計帳簿を機械的に再構成したものではなく、当該会社の状態に関する検証可能性 (verifiability) をも具備した貸借対照表を要請する概念に外ならないからである。³²⁾ 然して、このことは、監査人の立場からも

26) Leonard W. Hein, *The Auditor and The British Companies Acts*, *The Accounting Review*, Vol. 38, No. 3, Jul. 1963, p. 516.

27) Chastney, *op. cit.*, p. 8.

28) Hein, *op. cit.*, p. 516.

29) 42 & 43 Vict. c. 76.

30) Francis W. Pixley, *Auditors-Their Duties and Responsibilities*, 11th ed., 1918, pp. 605-606.

31) *In Re London and General Bank Ltd.* (No. 2) [1895] 2Ch. 673.

32) Chastney, *op. cit.*, p. 8.

会社の状態を積極的に検証すべきことを意味していたのである。³³⁾

1895年には、会社法の改正を討議すべく商務省 (Department of Trade) が任命した部門委員会 (Departmental Committee), 通称, ダヴィ委員会 (Davey Committee) が開かれた。同委員会には幾つかの意見書 (memorandum) が提出されたが, その中で, 例えば, 1884年から1888年に掛けて勅許会計士協会の会長を務めたウィニー (Frederick Whinney)³⁴⁾ は, 就中, 評価の問題に就いて次の様な見解を示している。即ち, 貸借対照表は, それが現実に有用なものと成る為には, 帳簿残高を単に分類したものに留まらず, 斯かる残高の評価をもその要素とすべきであり, 又, 貸借対照表の真実性に関する株主の判断を可能成らしめる為には, 評価の源泉乃至評価方法が示されて然るべきである。更に, 監査に就いても, 監査人は, 会計帳簿が適切に保持され, 計算書類がそれに基づいて適切に作成されていることを確認するのみならず, 評価に関しても監視すべきであるとされる。然して, その上で監査人は, (1)会計帳簿が適切に保持されているか否か, 並びに, (2)貸借対照表及びその他の計算書類が, 開示されている評価方法に鑑みて, 当該会社の状態を公正に表示しているか否か, に就いて意見表明しなければならないとして, その義務を明らかにしている。³⁵⁾

同委員会は, そこでの論議を纏めた報告書と共に, 会社法改正議案を作成提出した。然して, 同議案に於いては, 会社の財政及び営業取引に関する充分且つ真実なる帳簿を含む適切なる会計帳簿が保持されるべきこと (第28条(1)(a))³⁶⁾ が先ず求められ, 又, 監査人は, 会社の会計帳簿が適切に保持され, 当該会社の財政及び営業取引を正確に (correctly) 記録しているか否かを確認する為に合理的に務めるべきであり (第33条(1)), 貸借対照表及びその他の計算書類が, 会社法の諸規定に準拠し, 且つ計算書類に附された注釈と共に, 会社の業務状態に関する正確なる概観を示しているか否かに就いて意見表明する為に, 計算書類を検査し, その結果を株主に報告しなければならない (第33条(2))³⁷⁾ という規定が盛り込まれていた。

III 20世紀初頭の会社法

1900年会社法 (Companies Act, 1900)³⁸⁾ は, 従来の「充分且つ公正なる貸借対照表」という概念を排除し, 1879年会社法に於ける規定 (第7条(6))³⁹⁾ の後半部分のみを採用した。即ち, 1900年法に於

33) Edey et al., *op. cit.*, p. 371.

34) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *The History of The Institute of Chartered Accountants in England and Wales 1870-1965*, 1966, pp. 249-250.

35) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 42.

36) *Ibid.*, p. 45.

37) *Ibid.*, p. 48.

38) 63 & 64 Vict. c. 48.

39) Chastney, *op. cit.*, p. 9.

いても、貸借対照表が、会社の帳簿に示される通り、会社の業務状態に関する真実且つ正確なる概観を表示すべく適切に作成されているか否かに就いての意見表明が、監査人に対して要請されている(第23条)、が然し、貸借対照表が具備すべき一般的属性、即ち、充分性、或いは公正性等に関しては何も言及していないのである。又、先のダヴィ委員会に依る改正議案では、正確なる概観という表現が用いられていたが、これに就いては、1879年法をその儘継承して、真実且つ正確なる概観という文言が再び採用されている。

1906年には、ウォーミングトン(C. M. Warmington)を委員長とする会社法改正委員会(Company Law Amendment Committee)の報告書が提出された。同委員会は、一般債権者(unsecured creditor)の保護、監査、或いは私的会社(private company)に関わる問題等に就いて討議し、更に、報告書の附録として会社法のA表の改正案を提示したが、会計帳簿及び計算書類が具備すべき属性に関する考え方に大きな変化はなかった様である。蓋し、そこでは、現金収支及びその内容、並びに債権、債務に関して真実なる会計帳簿を保持すべきこと(A表第103条)が先ず要請され、又、監査人の義務に就いては、1900年会社法の諸規定に準拠すべきこと(A表第109条)が定められているから⁴⁰⁾である。但し、監査報告書上の意見表明の文言に関して若干の追加修正が求められた点が注目される。即ち、監査人は、自分が要請した総ての情報及び説明を入手したことをその報告書の中で明らかにし、更に、貸借対照表が斯かる情報及び説明に従ったものであることを示す文言をそこに加えるべきである、と勧告されたのであった。⁴¹⁾

然して、その翌年制定された1907年会社法(Companies Act, 1907)に於いて、この会社法改正委員会の勧告が採用された。即ち、監査人は、自分が検査した計算書類に就いて株主に報告し、その報告書の中で、(1)自分が要請した総ての情報及び説明を自分が入手したか否か、然して、(2)自分の意見に於いて、貸借対照表が、自分に与えられた情報及び説明に従い、且つ、会社の帳簿に示される通り、会社の業務状態に関する真実且つ正確なる概観を表示すべく適切に作成されているか否か、を明らかにしなければならない(第19条(2))と規定されたのであった。然し乍ら、同法では、「真実且つ正確なる概観」という表現がその儘用いられており、この点に就いては、本質的な追加乃至削除を施すことなく、1900年法に於ける監査に関する規定が従来通り継承されていた。⁴²⁾⁴³⁾

従って、これ迄に述べてきた様な経緯からすると、先の1879年法は、貸借対照表が真実且つ正確なる概観を示すものであることのみならず、それが充分且つ公正なる貸借対照表であること迄も要請しているという点で、徒に、いわば同意語を繰り返し用いているとして批判されるかも知れない。然し、これに就いては又、「充分且つ公正」という概念は、「真実且つ正確」に比して、より

40) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 58-59.

41) *Ibid.*, p. 56.

42) 7 Edw. 7, c. 50.

43) Chastney, *op. cit.*, p. 9.

広い意味内容を有しており、換言すれば、真実且つ正確なる概観を示す貸借対照表が必ずしも充分且つ公正であるとは限らないとも解される。⁴⁴⁾従って、斯かる解釈からすると、「充分且つ公正」という概念こそが会社法の規定として残されて然るべきであったといえよう。

何れにしても、1900年法及び1907年法に於いては、「充分且つ公正」という概念が削除され、「真実且つ正確」のみが残された。然して、その理由は、当時の立法当局が、後者の概念だけで足りると看做したからか、或いは、こうした2種類の概念に関する解釈に対して同意し得なかったからか、⁴⁵⁾の何れかであろう。

ところで、爾後の会計実務に於いては、貸借対照表上、様々な項目を1つの数値に集計して示すという傾向が生じた。⁴⁶⁾然して、斯かる実務は、即ち、1907年法第21条の解釈に依るものであった。⁴⁷⁾詰まり、そこでは、貸借対照表は資産、負債の要約(summary)を示し、それらの一般的性格(the general nature)を明らかにすべきであると規定されていたのである。従って、「要約的な表示」と「真実且つ正確なる概観」との間には矛盾するものがないのかがここで問題と成ろう。唯、当時としては、この両者は一般的には矛盾しないものと解されており、仮令、矛盾があるとしても、その場合に何れの要請を優先するかは、法廷が決定すべきことであるとされていた。⁴⁸⁾但し、少なくとも、このことは、計算書類の明瞭性(clearness)、並びにそれを支える所謂重要性の原則(principle of materiality)の解釈に関わる問題であるといえよう。

1908年(統一)会社法(Companies (Consolidation) Act, 1908)⁴⁹⁾は、1862年会社法並びにそれに改正を加えた諸会社法を総て統合した法律であった。従って、そこでは、監査報告書に関する1907年法第19条(2)の規定がその儘第113条(2)として定められ、又、第1附則のA表では、真実なる会計帳簿の保持(A表第103条)が依然として求められていた。

1918年には、1908年から1917年迄の諸会社法に就いて検討する為の会社法改正委員会(Company Law Amendment Committee)が設けられたが、そこでも又、監査報告書上の文言が問題と成った。即ち、同委員会では、1908年会社法第113条の規定に基づく監査報告書の標準様式、詰まり、「……我々(監査人)の意見では、貸借対照表は、我々に与えられた情報及び説明に従い、且つ、会社の帳簿に示される通り、会社の業務状態に関する真実且つ正確なる概観を表示すべく適切に作成されている。」という言い回しの内、「且つ、会社の帳簿に示される通り」という部分を削除すべきではないかという点が論議されたのである。これは、監査人の責任範囲の拡大に関わる問題であったが、結局のところ、同委員会の報告書に於いては、斯かる削除は不適切であるとの見解が示され

44) *Ibid.*, p. 9.

45) *Ibid.*, p. 9.

46) Edey, *op. cit.*, p. 140.

47) Chastney, *op. cit.*, p. 10.

48) *Ibid.*, p. 10.

49) 8 Edw. 7, c. 69.

50) た。蓋し、この問題は、それ以前の幾つかの判例に於いても可成論議されたが、そこでは監査人の責任範囲というものが明確に限定されており、従って、同委員会でもその点が考慮されたからであると解される。⁵³⁾

IV グリーン委員会と1929年会社法

1925年には、1908年以降の諸会社法に就いて、新たに会社法改正委員会 (Company Law Amendment Committee)、通称、グリーン委員会 (Greene Committee) が任命された。同委員会では、会社法の全体に亘って多くの意見が求められ、会計及び監査に就いても、計算書類の作成義務及び様式、所謂持株会社 (holding company) とその従属会社 (subsidiary company) の計算書類、⁵⁴⁾ 秘密積立金 (secret reserve)、並びに監査人の権利及び義務、等に関して意見書が提出され、或いは証言が行われた。⁵⁵⁾ 然して、例えば、法律家協会 (the Law Society) は、その意見書の中で、計算書類に関わる問題の殆どは、勅許会計士及びその他の会計士に依って処理されて然るべきであるとした上で、⁵⁶⁾ 適切なる会計帳簿の保持が有限責任会社に義務付けられるべきであるとの見解を示した。又、協同組合会議 (the Co-operative Congress) の代表者アレクサンダー (A. V. Alexander) は、次の様な内容の証言を行った。即ち、計算書類に関わる問題は、現在では、一般大衆にとって可成関心の的に成っており、協同組合も、充分詳細な計算書類を公表し、且つ、法定監査人の公的な監査を受けることが求められている。が然し、他方、会社は斯かる公の監査を受けず、貸借対照表を提出することしか要請されていない。この貸借対照表は、通常は正確な (correct) ものであるかも知れないが、時には不十分 (scanty) であり、且つ、種類を異にする費用、収益、及び資本等の項目が一括して分類表示されている。従って、一般大衆は、自らの投資意思決定に際して必要な指針が得られないと感じており、又、実際に、斯かる指針と成る情報の入手は困難に成っている。例えば、現在では、会社は利益を隠蔽する為に、資産に就いてその真実の価値 (the true value) から全く乖離した評価数値を示すことができる。更に、幾つかの会社は、正確な利益 (the correctness of the returns) を見積ることができない様に、総ての形態の資産を一纏めに集計してしまっている。然して、こうした当時の情況に鑑みて、アレクサンダーは、現在よりも一層充分な様式 (a fuller form) の

50) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 73.

51) *In Re London and General Bank Ltd. (No. 2)* [1895] 2Ch. 673 and *Re Kingston Cotton Mill Co. (No. 2)* [1896] 2Ch. 279.

52) A. J. Boyle and John Birds (ed.), *Company Law*, 1983, pp. 524-525.

53) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 73.

54) Leonard W. Hein, *The British Companies Acts and The Practice of Accountancy 1844-1962*, 1978, p. 274.

55) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 88-91.

56) *Ibid.*, p. 102.

計算書類を公表することが会社に強制されて然るべきであると述べている。⁵⁷⁾

斯かる論議を踏まえて、翌1926年にグリーン委員会の報告書が提出された。そこでは先ず、現行法の下では、適切なる帳簿の保持を会社に義務付ける直接的な法規定が存在していないことが指摘され、斯かる帳簿の保持を強制する為に、法改正すべきであるとされた。⁵⁸⁾ 又、計算書類の様式に就いては、「我々(委員会)は、一般的には、株主及びその他の関係者が不満とする理由は殆どないと考えているが、計算書類に依って提供される情報が不十分なものである場合、就中、諸資産が1つの見出し(heading)の下で集計され、従って、会社の真実の状態(the true position)の確認が困難な場合には、問題が生ずる。」⁵⁹⁾とし、貸借対照表が採るべき様式に関して、厳格な規則を定めてしまうことは好ましくないとしつつも、斯かる問題点に対処する為に、同委員会としての考えを明らかにしている。即ち、その勧告の中で同委員会は、適切なる帳簿が保持される様に留意し、且つ、少なくとも年1回、株主総会に於いて、損益計算書及び貸借対照表を提出することが会社の取締役の義務とされるべきであり、更に、計算書類に関する会社法のA表第103条、第104条、第106条及び第107条の規定が、総ての会社に対して強制適用されるべきであると述べている。⁶⁰⁾ 又、前述の証言でも指摘された貸借対照表の様式に就いては、それが記載表示すべき内容に関して、より一層の詳細さを要請すべく、各項目に可成具体的に言及した。⁶¹⁾

グリーン委員会の勧告に基づいて採択された1928年会社法(Companies Act, 1928)⁶²⁾では、現金収支及びその内容、売上及び仕入、並びに資産、負債に関して適切なる会計帳簿を保持すべきこと(第39条(1))が定められると共に、取り分け貸借対照表の様式に就いては、極めて詳細な規定(第40条)が設けられた。が然し、この1928年法は、実際には施行されない儘、1908年法から1928年法迄の諸会社法を統合した法律として、1929年会社法(Companies Act, 1929)⁶³⁾が制定された。

1929年会社法は、貸借対照表の内容に関する一般的要請と対比されるものとしての詳細規定を設けた最初の法律であるといえる。蓋し、同法に於いては、資産、負債に就いて、その本当の詳細(a real degree of detail)⁶⁴⁾が開示されることを要請すべく、5つの条項(第124条—第128条)が定められているからである。又、嘗ての1907年会社法が、固定資産に関わる数値の統合に依る情報量の減少を容認していたのとは対照的に、1929年法は、より多くの情報を貸借対照表に要請した。然して、その一方で同法は、「真実且つ正確なる概観」を求める1907年法の規定を継承しており(第134

57) *Ibid.*, p. 123.

58) *Ibid.*, p. 80.

59) *Ibid.*, p. 81.

60) *Ibid.*, p. 82.

61) *Ibid.*, p. 84.

62) 18 & 19 Geo. 5, c. 45.

63) 19 & 20 Geo. 5, c. 23.

64) Chastney, *op. cit.*, p. 11.

条(1)、従って、貸借対照表が、最低限の情報提供、並びに⁶⁵⁾真実且つ正確なる概観、という二重の基準 (a dual standard) を充たす様に求めるものであった。

要するに、同法に於いては、先ず、適切なる帳簿に関わる1928年法の規定がその儘第122条(1)として定められ、次いで第124条では、貸借対照表の内容が詳細に規定され、更に、従属会社株式から成る資産が、貸借対照表上、別個に表示されるべきこと (第125条)、従属会社に関する詳細事項が貸借対照表に含まれるべきこと (第126条)、従属会社の定義 (第127条)、取締役に対する貸付及び報酬に関する詳細事項が計算書類に含まれるべきこと (第128条)、等の規定が設けられているのである。然して、第134条では、監査報告書の様式に就いて、1907年法第19条(2)乃至1908年(統一)会社法第113条(2)が継承され、先の1918年の会社法改正委員会で問題と成った「且つ、会社の帳簿に示される通り」という文言もその儘であった。

V コーエン委員会

1943年に商務大臣に依って任命された会社法改正委員会 (Committee on Company Law Amendment)、通称、コーエン委員会 (Cohen Committee) では、1929年法制定後の経済社会状況の変化、取り分け、所謂持株会社の増加、或いは秘密積立金の問題等を背景に、会社法に関する検討が行われた。然して、「真実且つ公正なる概観」という概念も、それ迄一貫して用いられてきた「真実且つ正確なる概観」の要請に代わるものとして、ここで初めて登場したのである。⁶⁶⁾

同委員会に於いては、貸借対照表及び損益計算書の様式及び内容、監査人の任命及び役割、持株会社と従属会社との関係等、様々な項目に就いて幅広く意見が求められ、それに応じて、多くの意見書が提出され、又、36の団体及び14の個人が、夫々の立場から証言した。⁶⁷⁾

例えば、認可・法人会計士協会 (the Association of Certified and Corporate Accountants) は、その意見書の中で、当時公表されていた貸借対照表及びその他の計算書類が、一般的に、不明瞭 (obscure)、且つ、情報量が乏しい (uninformative) ものであること、並びに、そこで与えられる情報は、多くの場合に於いて、法が要請する最低限のものでしかないことを指摘した。然して、開示される情報が、資本及び利益の両者に就いて、当該会社の現実の状態に関するより一層真実なる描写 (a truer picture of the real position of the company) を与えるのに適したものと成る様に、法規定を強化すべきであるとの主張が為された。即ち、1929年法の第124条は、幾つかの特定項目に就いて、それらが貸借対照表に於いて、個別の見出しの下で示されるべきことを定めているが、斯かる規定は未だ不十分であり、主要な資産、負債項目が1つの会計数値に総括されることなく、

65) *Ibid.*, p. 11.

66) *Ibid.*, p. 12.

67) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 160-162.

夫々、独立的に記載表示される様に法が要請すべきであるという提案である。斯くして、同協会
は、貸借対照表上、個別に表示されるべき項目を具体的に列挙し、その上で、「斯かる方針に基づ
いて作成される貸借対照表は、株主及びその他の関係者に、『会社の業務に関する真実且つ正確な
る概観』を真に (in truth) 表示することに成ろう。」と述べている。又、同協会は、それ迄、その
内容に関する規定が殆ど存在していなかった損益計算書に就いても、そこで独立表示されるべき項
目を具体的に提示している。⁶⁸⁾

ところで、「真実且つ公正なる概観」という概念の登場は、当時、盛んに論議された所謂秘密
積立金の問題と密接に関わっており、これは、1931年に告発された彼のロイヤル・メール社事件
(the Royal Mail Steam Packet Company Case)に於いて明るみに出た様に、⁶⁹⁾ 過度の保守主義 (ultra-
conservatism) の結果としての秘密積立金に依る利益操作の問題として、取り分け注目されていた。
然して、『エコノミスト (The Economist)』誌の意見書も、この点に触れている。即ち、先ず同誌
は、秘密積立金が容認されることに依って、「会社の業務に関する真実且つ正確なる概観」という
文言が、或る程度歪曲されてきていると指摘し、財政上の力 (financial strength) を率直に (openly)
開示することに依って、株主に十分な情報が提供されるべきであるとした上で、例えば、総ての資
産をその取得原価で示すべきこと、或いは、異なる項目を夫々明確に区別して表示すべきこと、等
を主張している。⁷⁰⁾

こうした主張の背景として、従来の会計実務の状況を見逃すことはできない。即ち、当時、多く
の会社は、未分配の利益から成る秘密積立金を創出し、それに依って業績の良い年度の利益を隠蔽
し、且つ、業績の悪い年度の利益を水増しする為に、或いは偶発的な事象に備える為に特別の資金
を留保しようとしていた。又、その保有資産の価額を過度に切り下げることに依って、実質的に斯
かる積立金と同じものを創出している会社もあった。就中、幾つかの会社に於いては、その定款の
中で、秘密積立金に就いての規定を設け、通常積立金に加えて、適当な額を秘密積立金として積
立てる権限を取締役に与え、且つ、会社の為に適切であると取締役が看做した場合には、その用途
を計算書類に記載することなく積立金を使用し得ると迄、定められていたのである。

従って、そこに、会社法の解釈に関わる問題が生ずる。即ち、斯かる権限に依拠して、貸借対照
表に計上されない秘密積立金が創出された場合に、監査人が、その事実に言及しつつも、当該貸借
対照表は、会社の業務に関する真実且つ正確なる概観を表示すべく適切に作成されている、と意見
表明することの是非を廻⁷¹⁾っての問題である。但し、嘗ての判例では、その傍論 (dicta) に於いてで⁷²⁾

68) *Ibid.*, pp. 192-193.

69) In *Rex v. Kylsant* [1932] 1 K. B. 442.

70) *Ibid.*, p. 181.

71) A. F. Topham (ed.), *Palmer's Company Law*, 19th ed., 1949, p. 220.

72) In *Newton v. Birmingham Small Arms Co.* [1906] 2Ch. 378.

はあるが、これを容認する見解もあった。然して、斯かる見解の理由として、貸借対照表の第1の目的は、会社の財政状態が、少なくともそこに示されている通りであるということを示すことにあり、それよりも良くない、或いは良くないかも知れないということを示すことではないとされている⁷³⁾。然し乍ら、この傍論は、爾後の諸判例に依って、厳しく論難されてきていたのであった。

こうした、それ迄の事情を鑑みると、コーエン委員会に於けるド・ポーラ (Frederic Rudolf Mackley de Paula)⁷⁴⁾ の見解が、ここで取り分け注目される。ハーディング・ティルトン・ハートレー社 (Harding, Tilton & Hartley Ltd.) の副会長、且つ、勅許会計士協会の一員であり、嘗てはダンロップ・ラバー社 (Dunrop Rubber Co., Ltd.) にも関与していたド・ポーラは、その意見書の中で、一般の所見として次の様に述べている。即ち、

「……会社の計算書類の表示様式に関わる一般の実務に対する批判の源は、法第134条(1)(b)に於ける『貸借対照表は……会社の業務状態に関する真実且つ正確なる概観を表示すべく適切に作成されている。』という文言に関する取締役及び監査人の実務的解釈にある。

……取締役及び監査人は共に、『真実且つ正確なる概観』という言葉は、会社の本来の (intrinsic) 状態は、貸借対照表に依って開示されたものよりも良好であってはならないが、取締役乃至監査人が、この事実を会社の株主に知らせることは、善意の場合には (in bonafide case) 必要でなく、それは、より望ましいことである、と解釈しているのである。若しも、斯かる解釈が、法第134条(1)(b)の文言に就いて、一般に認められている解釈 (a commonly accepted interpretation) であるのならば、当委員会に於いて、この解釈の妥当性が検討される様に希望する。

秘密積立金に関するこの問題は、会計士界でも、長い間論議されてきている。然し乍ら、ロイヤル・メール社事件は、この重要な問題に対する会計士の意見を非常に混乱させ、斯かる事件以来、……多くの会計士は、『真実且つ正確なる概観』という言葉に関する前述の様な解釈が妥当なものであり、従って、是認され得るものであるか否かに就いて大きな疑いを抱いている。

.....

会社の公表計算書類が、多くの場合に、会社の真実の業務状態 (the true position of affairs) を過少表示しているということは、周知の事実であり、……然して、この事実が、会社の計算書類に対する信頼の欠如を齎しているのである。……

従って、私見に依れば、会社の計算書類は、一般に、会社の財政状態及び各会計年度の真の

73) Topham, *op. cit.*, p. 220.

74) コーエン委員会に於けるド・ポーラの意見書及び証言は、以下の文献にも収録されている。F. R. M. de Paula, *Developments in Accounting*, 1948.

利益に関する充分、真実且つ完全なる概観 (a full, true and complete view) を与えるべく作成されるべきであるということが基本的な原則と成って然るべきである。若しも、この方針が一般に採用されるならば、(計算書類に対する) 信頼が確立されるであろう。……」⁷⁵⁾と。

こうしてド・ポーラは、一般的所見として、「真実且つ正確なる概観」に代えて、「充分、真実且つ完全なる概観」という文言の採用を提案しているが、他方、貸借対照表に関わる監査意見の表明に就いては、1929年法の第134条(1)(b)を次の様な規定に修正すべきであるとしている。即ち、監査人は、その報告書の中で、貸借対照表が、自分に与えられた情報及び説明に従い、且つ、会社の帳簿に示される通り、会社の業務状態に関する「真実、正確且つ完全なる概観(a true, correct and complete view)」を表示すべく、首尾一貫して維持されている認められた会計原則に準拠して (in accordance with accepted accounting principles consistently maintained), 適切に作成されているか否かに就いて意見を表明しなければならない、とする規定である。⁷⁶⁾更に、損益計算書に関してド・ポーラは、それが、各会計年度の取引に依る成果及び利益の稼得内容に関する「合理的に明瞭なる概観(a reasonably clear view)」⁷⁷⁾を与えるべきであると主張した。

因みに、1945年から翌年に掛けて勅許会計士協会の会長を務めたハウィット (Harold Gibson Howitt)⁷⁸⁾は、こうしたド・ポーラの主張に反対の意を表した。蓋し、ハウィットは、完全なる計算書類を作成する際に、どの程度のものが完全といえるのかを明確にすることは困難であると考えたからである。⁷⁹⁾然して、彼は、「適切なる概観 (a proper view)」という文言の方がより望ましいとした。要するに、ハウィットは、この完全性を、計算書類の詳細さと結び付けて理解した様であり、それは、会計に於ける完全性を、専ら技術的な完全性と同一視するものであるといえよう。然し乍ら、会計に於ける完全性は、計算書類の構成要素を有意な形で集計することを要請するものであり、重要性の低いものの省略迄をも否定する概念ではないのである。⁸⁰⁾然して、このことは、後述のド・ポーラの証言からも窺える。

他方、コーエン委員会には、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants in England and Wales) から意見書が提出された。同協会は、その中で、先ず損益計算書の重要性を指摘した上で、1929年法の第134条(1)に損益計算書に関わる規定を挿入し、従って、同条(1)(b)を若干修正すべきであると提案している。即ち、斯かる提案に依れば、監査人は、その報告書の中で、貸借対照表及び損益計算書が、会社の帳簿に依拠し、自分に与えられた情報及び説明に従い、(1)貸借対照表日に於ける会社の業務状態、並びに、(2)当該年度の損益に関する

75) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 202-203.

76) *Ibid.*, p. 204.

77) *Ibid.*, p. 204.

78) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *op. cit.*, pp. 255-256.

79) Chastney, *op. cit.*, p. 12.

80) *Ibid.*, p. 13.

真実且つ公正なる概観を表示すべく、会社法の規定に準拠して適切に作成されているか否かに就いて意見表明すべきことに成るのである。⁸¹⁾ 斯くして、「真実且つ公正なる概観」という表現が提示された。

爾後、ド・ポーラがコーエン委員会で証言した際に、彼の言い回しと勅許会計士協会のそれとの相違に就いて、質疑応答が為された。そこで質問者は、真実且つ正確なるステイトメントであっても、時には、その利用者に誤った印象を与えるのではないかと質問し、ド・ポーラもそれを肯定した。更に、質問者は、勅許会計士協会が提案した「公正なる」という言葉は、計算書類がその利用者を誤解せしめる様なものではないことを保証する為に、監査人により一層の責任を課す言い回しであると解されるが、こうした解釈に就いて何故に同意しないのかと尋ねた。これに対してド・ポーラは、自分の提出した意見書は勅許会計士協会のそれよりも前に作成されたものであり、従って、現在では、「公正なる」という言葉の方が好ましいと考えていると答えている。⁸²⁾ 然し、その一方で、彼は、勅許会計士協会が「真実且つ公正なる概観」という文言を選択した背景として、それが所謂重要性概念の進展を可能成らしめるものであることが、その理由の1つであると示唆した。⁸³⁾ 更に、そこでは、彼が提言した「完全なる」という言葉に就いても若干の質疑が行われている。⁸⁴⁾

1945年6月、こうした様々な討議を経てコーエン委員会の報告書が提出された。同委員会は、先ず、その序文の中で、一般の実務では、性格を異にする諸項目が1つに総括され、それに依って会社の現実の状態 (the real position) が不明瞭な (obscure) ものに成っていると述べ、従って、株主は、当該会社の財政状態及び損益に関する真実なる概観を得ることができないと指摘している。⁸⁵⁾ 又、計算書類に就いては、取り分け損益計算書の重要性、並びにそれに関する法規定が欠如していることに触れた上で、⁸⁶⁾ 損益計算書が、当該会計期間の利益を公正に表示する (gives a fair indication) ものであることを保証する為に、その内容に就いて、法が最低限の規定を設けて然るべきであるとしている。⁸⁷⁾

更に、計算書類に関する所謂一般原則に就いて同委員会は、貸借対照表及び損益計算書に適用される一般原則は、会社法の主文に規定されるべきであるが、それらの詳細な内容に関する規定は、将来の状況変化に応じて修正し得る様に、附則として定められるべきであると提言している。⁸⁸⁾

こうした見解を述べた上で、同委員会は、勧告として、貸借対照表は、会社の業務状態に関する真実且つ公正なる概観を与えるべきであり、その為には、株式資本、準備金、引当金、負債及び資

81) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 167.

82) *Ibid.*, p. 197.

83) Chastney, *op. cit.*, p. 12.

84) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 197.

85) *Ibid.*, p. 131.

86) *Ibid.*, pp. 136-137.

87) *Ibid.*, p. 140.

88) *Ibid.*, p. 141.

本等の諸項目を適切なる見出しの下に分類し、固定資産と流動資産とを区別し、加えて、固定資産の帳簿価額の算出過程をも表示すべきであるとする規定に、1929年法の第124条(1)を修正すべき⁸⁹⁾であるとして、更に、具体的に各項目の定義の明確化を要請している。又、損益計算書に就いても、それが当該会計期間の利益に関する真実且つ公正なる表示 (a true and fair indication of the earnings or income) と成る様な法規定の追加が勧告された。⁹⁰⁾

他方、会計帳簿に関しては、適切なる会計帳簿の保持を要請している法第122条に就いて、実際には斯かる帳簿を保持することが困難であると指摘された。然して、会計帳簿が保持されるべき総ての事項に就いて、それらを網羅する規定を設けるのは不可能であるとする同委員会は、第122条(1)の規定を、「会社は、当該会社の業務状態に関する真実且つ公正なる概観を表示し、且つ、その取引を説明するのに必要な会計帳簿を保持すべきである。」という言い回しに変更することを勧告⁹¹⁾している。

又、斯かる見解の当然の結果として、監査報告書に関しては、貸借対照表及び損益計算書が、(1)貸借対照表日に於ける会社の業務状態、並びに、(2)当該年度の損益に関する真実且つ公正なる概観を表示すべく、会社法の規定に準拠して適切に作成されているか否かに就いての意見表明を監査人に求めるべく、法第134条の修正が勧告された。⁹²⁾

因みに、彼の秘密積立金の問題に就いて同委員会は、これこそ最も見解の分れた事項であったとして、斯かる積立金に対する肯定論及び否定論を共に紹介した上で、同委員会としては、実行可能な限りの開示が行われて然るべきであると考えているとして⁹³⁾

斯くして、コーエン委員会の勧告に基づいて、1947年会社法 (Companies Act, 1947)⁹⁴⁾が制定された。然して、同法は、コーエン委員会が提案した文言をその儘採用し、貸借対照表及び損益計算書が真実且つ公正なる概観を与えるべきこと (第13条(1)) を定めた。但し、同法に就いては、その規定の一部のみが1947年中に施行されるに留まり、その他の大部分のものは、翌1948年の会社法に於ける規定として施行された。

VI 1948年会社法

1948年会社法 (Companies Act, 1948)⁹⁵⁾ は、1929年法及びそれに修正を加えた若干の規定、並び

89) *Ibid.*, p. 141.

90) *Ibid.*, p. 144.

91) *Ibid.*, p. 147.

92) *Ibid.*, p. 151.

93) *Ibid.*, p. 139.

94) 10 & 11 Geo. 6, c. 47.

95) 11 & 12 Geo. 6, c. 38.

に、1947年法を総括した所謂統一会社法であり、そこでは、次の様に規定されている。

第149条 (計算書類の内容及び様式に関する一般規定)

- (1) 会社の総ての貸借対照表は、会計年度末に於ける会社の業務状態に関する真実且つ公正なる概観を与えなければならず、会社の総ての損益計算書は、会計年度の損益に関する真実且つ公正なる概観を与えなければならない。
- (2) 会社の貸借対照表及び損益計算書は、本法第8附則 (Eighth Schedule) の要請を、適用し得る限り遵守しなければならない。
- (3) 本条の以下の規定又は上記第8附則第3部に明文をもって規定されている場合を除き、前項及び上記第8附則の要請は、本条(1)の一般的要請又は本法のその他の要請の何れをも害さないものとする。
- (4) 商務省は、会社の取締役の申立に依り、或いは、その同意の下に、当該会社に就いて、会社の貸借対照表又は損益計算書に記載すべき事項に関する (本条(1)の要請を除く) 本法の要請の何れかを、当該会社の事情に適合させる為に修正することができる。
- (5) 以下省略。

又、同法に於いては、持株会社とその従属会社から成る会社グループに就いて、グループ・アカウント (group accounts) の作成が持株会社に対して初めて義務付けられた (第150条⁹⁶⁾(1) が、斯かるグループ・アカウントに就いても、それが持株会社及び従属会社の業務状態及び損益に関する真実且つ公正なる概観を与えるべきこと (第152条(1)) が規定されている。

他方、その附則では、先ず、従来通り、適切なる会計帳簿の保持が要請され、その上で、会社の業務状態に関する真実且つ公正なる概観を与え、且つ、その取引を説明するのに必要な会計帳簿が保持されていない場合には、適切なる会計帳簿が保持されているとは看做されない (第1附則第123条) と明記されている。更に、監査に関しては、第9附則 (Ninth Schedule) で、会社の貸借対照表及び損益計算書 (第9附則第3条(2))、或いは、会社グループの場合には、そのグループ・アカウント (第9附則第4条) が、真実且つ公正なる概観を与えるべく適切に作成されているか否かに就いての意見表明を監査人に対して要請している。

この様に、1948年法に於いては、「真実且つ公正なる概観」という文言が繰り返し用いられており、斯かる概観を与えることこそが、計算書類にとって最も基本的な要件とされているのである。蓋し、第149条(1)、(2)、及び(3)からすると、通常は、計算書類が第8附則の規定に従うことが要請されているものの、それは飽く迄も(1)の要請を充たす為の手段でしかないと解されるからである。

96) グループ・アカウントの制度化に至る過程に就いては、以下を参照されたい。友岡賛「イギリスのグループ・アカウント——連結会計思考の萌芽から制度化迄——」會田義雄 (編著) 『企業結合会計——その実態と理論——』中央経済社、1985年。

即ち、真実且つ公正なる概観の要請こそが、第8附則を始めとするその他の総ての規定に優先する一般原則乃至包括規定に外ならないのである。⁹⁷⁾

又、このことは、第149条(4)の規定からも窺われる。蓋し、会社の特別の事情に適合させる為には会社法の規定自体の修正をも認めるということは、即ち、是が非でも真実且つ公正なる概観を齎さんことを意図した、弾力的な措置であると解されるからである。

然して、この「真実且つ公正なる概観」の要請を最上位の一般原則とした上で、個々の下位規定に就いては、こうした弾力的な運用を想定しているところにこそ、1948年会社法の最大の特徴が見出されるといえよう。

VII ジェンキンス委員会

斯くして、真実且つ公正なる概観の要請が、会社法の一般原則として規定されることと成ったが、斯かる文言は極めて抽象的であり、その明確な定義が会社法の何処にも示されていないことから、それを如何に解釈すべきかが、当然、そこで問題と成る。⁹⁸⁾ 然して、1959年に設けられた会社法委員会 (Company Law Committee)、通称、ジェンキンス委員会 (Jenkins Committee) でもこの点が討議された。

例えば、エディ (Harold C. Edey) は、その意見書に於いて、「真実且つ公正」という言葉は抽象的過ぎるとして、斯かる表現が監査報告書の中で用いられていることに遺憾の意を示した上で、監査報告書の文言を、「……貸借対照表及び損益計算書は、一般に認められた会計原則に鑑みて、会社の業務に関する公正なる概観 (a fair view) を提示している……。」という形に改める様に提言している。⁹⁹⁾

又、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の意見書は、第9附則の改正案を提示し、その中で、監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書、或いは、グループ・アカウントを提出する持株会社の場合には、グループ・アカウント及び当該会社の計算書類が、会社の業務状態及び損益に関する真実且つ公正なる概観を与えるべく、会社法の規定に準拠して適切に作成されているか否かに就いて意見表明しなければならないと規定している。¹⁰⁰⁾

他方、ジェンキンス委員会に於ける質疑の場でも、斯かる文言の解釈の問題が取り上げられた。

同委員会の委員であり、且つ、勅許会計士協会の一員でもあるローソン (W. H. Lawson) は、インフレーションが生じている為に固定資産の価値が低く評価されており、従って、多くの貸借対照

97) David Flint, *A True and Fair View in Company Accounts*, 1982, p. 6.

98) 友岡, 前掲論文 1), pp. 110-111.

99) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 303.

100) *Ibid.*, p. 400.

表は、真実且つ公正なる概観を示していないと指摘した。これに対して、勅許会計士協会からの代表者ロブソン (T. Robson) は、この「真実且つ公正なる概観」という文言は、元を質せば、コーエン委員会の勧告に依って会社法に導入されたものであるが、斯かる勧告は、主として、勅許会計士協会の見解に基づいていると説明した上で、従って、「真実且つ公正」という文言は、同協会が作成した会計原則勧告書 (Recommendations on Accounting Principles) が、貸借対照表の機能に就いて明らかにしている定義に依拠して解釈されるべきであると証言した。¹⁰¹⁾ 然して、勅許会計士協会の勧告書は、次の様に述べている。即ち、

「貸借対照表の機能は、一定日に於ける会社の業務状態に関する真実且つ公正なる概観を与えることである。真実且つ公正なる概観とは、諸項目の適切なる分類及びグルーピングを意味し、従って、貸借対照表は、貸借対照表日現在の資本金、積立金及び負債の額、並びに各種資産の額を、要約的な形式で、それらの一般的性格を示すに足る情報と共に表示することが要請される。真実且つ公正なる概観は又、一般に認められた原則の首尾一貫した適用 (consistent application of generally accepted principles) をも意味している。資産は、通常、その支出額を当該資産の耐用期間に亘って償却する為に、或いは、当該資産の価値の減少に備える為に収益に賦課された額を原価から控除した額をもって示される。従って、貸借対照表は、主として、歴史的な記録 (an historical document) であり、……諸資産の実現可能価値を示すことを意図するものではない。」¹⁰²⁾

然して、ロブソンは、こうした貸借対照表の機能に対する一般大衆の理解は、完全にとはいえない迄も、著しく進歩してきていると述べ、更に、会計士は、株主の為に、計算書類が「正しい (right)」ものであるか否かに就いての意見を表明すべきかも知れないが、斯かる「正しい」という言葉こそ、極めて曖昧であり、より一層の誤解を生じ兼ねないとして、自分としては、「真実且つ公正」という言葉の方が妥当であると考えていることを明らかにしている。¹⁰³⁾

ローソンは又、同じく勅許会計士協会からの代表者ベンソン (H. A. Benson) に対して、勅許会計士協会は歴史的な原価会計を支持しているのかと先ず質問し、ベンソンはそれを肯定した。¹⁰⁴⁾ 更に、ローソンは、歴史的な原価会計には、価値の見積がどの程度介入するかと尋ねた。これに対してベンソンは、概していえば貸借対照表の作成には評価が介入しないとしつつも、幾つかの例外を指摘し、加えて、固定資産が再評価されて然るべき6種類の事例を挙げて、それを具体的に説明してい

101) *Ibid.*, p. 364.

102) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Presentation of balance sheet and profit and loss account*, Recommendations on Accounting Principles No. 18, Oct. 1958, p. 1.

103) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 366.

104) *Ibid.*, p. 359.

105)
る。

この様に、斯かる資産評価の問題に関する論議からも、「真実且つ公正なる概観」という文言¹⁰⁶⁾が、各人各様の解釈に依存して、非常に主観的な意味内容を有していることが窺われるのである。

ジェンキンス委員会の報告書は、1962年6月に提出されたが、真実且つ公正なる概観という文言¹⁰⁷⁾の修正等は勧告されなかった。即ち、同委員会は、『「真実且つ公正」』という文言は、必要とされる基準を表す指標として十分なものであると解される……。」として、斯かる文言をその儘是認した¹⁰⁸⁾のである。

尚、監査人の意見表明に就いては、前述のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会の意見書に¹⁰⁹⁾基づいて、第9附則の改正案が提示されている。

VIII 爾後の会社法

1967年会社法 (Companies Act, 1967)¹¹⁰⁾ は、ジェンキンス委員会の勧告を斟酌して制定されたものであった。従って、そこでは、監査報告書の内容に関する規定が第14条(3)として設けられたが、所謂一般原則自体の修正は、何も行われていない。

続く1976年会社法 (Companies Act, 1976)¹¹¹⁾ に於いては、会計記録に関して新たに設けられた規定の中で、会計記録は、会社の取引を表示し、且つ説明するに足るものでなければならないこと (第12条(2))、並びに、会計記録は、会社の財政状態を合理的な正確さをもって (with reasonable accuracy) 開示し、且つ、貸借対照表及び損益計算書が、1948年会社法第149条の要請に準拠したものであることを取締役が保証し得る様な記録でなければならないこと (第12条(2)(a)・(b)) が定められた。

然して、「真実且つ公正なる概観」という文言は、同法に於いても、又、爾後の1980年会社法 (Companies Act, 1980)¹¹²⁾、或いは、1981年会社法 (Companies Act, 1981)¹¹³⁾ に於いてもその儘保持されて¹¹⁴⁾きている。

但し、1981年法では、1948年法第149条を第149条Aとし、それに代えて新たな第149条が設け

105) *Ibid.*, pp. 359-361.

106) True and Fair-The Institute and The Jenkins Committee, *The Accountant*, Vol. 144, No. 4510, 27 May 1961, pp. 651-652.

107) Flint, *op. cit.*, p. 6.

108) Edwards, *op. cit.*, Vol. 2, p. 226.

109) *Ibid.*, p. 265.

110) c. 81.

111) c. 69.

112) c. 22.

113) c. 62.

114) Flint, *op. cit.*, p. 6.

られた¹¹⁵⁾ (第1条(1))。これは、1978年に採択されたヨーロッパ共同体 (the European Communities) 第4号理事会指令 (Fourth Council Directive, 1978)¹¹⁶⁾ に対応する為の措置であり、イギリスからの要請の結果として、同指令にも「真実且つ公正なる概観」という一般原則乃至包括規定が導入されたこと¹¹⁷⁾ に依るものである。¹¹⁸⁾ 従って、同指令の対象に成っていない一部特定業種の会社に就いては、従来通りの第149条Aが適用され、その他の一般的な会社は、この新しい第149条を遵守すべきことと成る。然し乍ら、そこでも、「真実且つ公正なる概観」を最重視する考え方に、勿論、変更はなく、寧ろ、斯かる一般原則の要請を充たす為に追加情報の提供を積極的に求め (第149条(3)(a))、或いは、真実且つ公正なる概観を阻害する場合には会社法の規定に準拠してはならない (第149条(3)(b))¹¹⁹⁾ と明定する等、この原則の優先性乃至重要性がより一層強調されている感さえもする。

IX 結 語

以上、「真実且つ公正なる概観」という概念を中心に、19世紀から現在に至る迄のイギリス会社

115) イギリスに於いては、1948年会社法が所謂基本法 (the principal Act) として適用されているが、爾後、1967年、1976年、1980年、並びに1981年に改正されており、実際には、「1948年法から1981年法迄の諸会社法 (Companies Acts 1948 to 1981)」と称されるべきものと成っている。Guide to the Accounting Requirements of The Companies Acts, Gee, published for the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1982, pp. 5-6.

116) 同指令は、所謂ローマ条約 (Rome Treaty) に基づき、ヨーロッパ共同体各加盟国間の会計の調和化を意図して採択されたものであり、正式には、「一定の法律形態の会社の年次計算書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日の第4号理事会指令 (78/660/EEC) (Fourth Council Directive of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC))」と称する。Official Journal of the European Communities, No. L 222, 14 Aug. 1978, p. 11.

117) Flint, *op. cit.*, p. 6.

118) 同指令に於いては、次の様に規定されている。

第1条 (年次計算書類の作成)

- (1) 年次計算書類は、貸借対照表、損益計算書、並びに附属明細書から成る。これらの文書は一体を構成する。
- (2) 年次計算書類は、本指令に準拠して明瞭に作成しなければならない。
- (3) 年次計算書類は、会社の資産、負債、財政状態及び損益に関する真実且つ公正なる概観を与えなければならない。
- (4) 本指令の適用が、(3)にいう真実且つ公正なる概観を与えるのに充分でない場合には、追加情報が与えられなければならない。
- (5) 例外として、本指令の規定を適用することに依って(3)に定める責務に抵触する場合には、(3)にいう真実且つ公正なる概観を与える為、当該規定から離脱しなければならない。斯かる離脱の旨は、その影響に就いてのステートメントと共に、附属明細書に於いて開示されなければならない。加盟国は、当該例外的な場合を限定し、且つ、これに関連する特別の規則を定めることができる。
- (6) 加盟国は、本指令に依って開示が要請されている事項以外にも、年次計算書類に於いて、開示を許可乃至要請することができる。

119) Ian Frederic Hay Davison, *Accounting standards, the true and fair view—Speech delivered by Ian Hay Davison, Chairman of the Accounting Standards Committee and Senior Partner of Arthur Andersen & Co., at the Financial Times Conference on New Challenges for the Accountancy Profession—17 January 1983*, 1983, p. 2, p. 5.

〔表〕 イギリス会社法の要請

対 象 会社法	貸借対照表及びその 他の計算書類が与え る概観	貸借対照表の属性	会計帳簿の属性	そ の 他
1844年株式会社法		充分且つ公正なる 貸借対照表		
1845年統一会社約款 法	明瞭なる概観	精確なる貸借対照 表	充分且つ真実なる会 計帳簿	真実なるステイトメ ント
1856年株式会社法	真実且つ正確なる概 観	充分且つ公正なる 貸借対照表	真実なる会計帳簿	公正なる費用計上 正当なる損益
1862年会社法	同 上	同 上	同 上	同 上
1867年鉄道会社法				充分且つ真実なるス テイトメント
1868年鉄道会社法				同 上
1879年会社法	真実且つ正確なる概 観	充分且つ公正なる 貸借対照表		
1900年会社法	同 上			
1907年会社法	同 上			
1908年(統一)会社法	同 上		真実なる会計帳簿	
1928年会社法	同 上		適切なる会計帳簿	
1929年会社法	同 上		同 上	
1947年会社法	真実且つ公正なる概 観		同 上	
1948年会社法	同 上		同上 (=真実且つ公 正なる概観を与え得 るものであること)	
1967年会社法	同 上		同 上	
1976年会社法	同 上		同 上	合理的な正確さをも って開示し得る会計 記録 真実且つ公正なる概 観を与え得る会計記 録
1980年会社法	同 上		同 上	同 上
1981年会社法	同 上		同 上	同 上

法の変遷を辿ってきた。然して、その過程で見出された諸概念、即ち、所謂会計情報が具備すべき属性として、これ迄、会社法の規定の中に現れてきたものを要約して纏めると〔表〕の様になる。

斯くして、この様な史的考察に依って、我々は、「真実且つ公正なる概観」という文言乃至概念が登場した背景を、多少なりとも捉えることができた。とはいっても、そこには、この概念の解釈を廻る諸問題が依然として残されている。事実、斯かる概念に就いては、極めて多様な解釈が存在し、加えて、法律上の規定としてのその役割に関しても又、様々な見解がある。然し乍ら、本稿では、こうした問題点の幾つかを以下指摘するに留め、これらに就いての検討は、次の機会に譲ることとする。

(1) 概念自体の解釈に就いて

- ① 「真実且つ公正なる概観」とは、それで一体を成す概念であるのか、或いは、「真実なる概観」¹²⁰⁾及び「公正なる概観」の両者から成るものなのか。
- ② 又、何れにしても、「真実性」と「公正性」との関係は如何なるものなのか、¹²¹⁾即ち、どちらがより優先すべきものなのか、或いは、両者が矛盾する様なことは考えられないのか。
- ③ 更に、ここでいう「公正性」と、主としてアメリカの監査報告書に於いて用いられている「適正性」¹²²⁾概念とは同意の概念であるのか。

(2) 法律上の文言としての在り方に就いて

- ① それが法律上の文言であるにも拘わらず、その明確な定義が何処にも示されていないのは意識的なものか、若しそうならば、そこで立法当局が意図したものは何か。¹²³⁾
- ② 斯くして、定義が与えられていない以上、それは、各人の主観的な解釈に委ねられて然るべきものなのか、然して、それは、文字通りの意味で解釈されるべきなのか、或いは、会計固有の概念、¹²⁴⁾若しくは法律固有の概念として理解されるべきであるのか。¹²⁵⁾
- ③ 又、会社法の一般原則としての、その具体的な役割は何処にあるのか、然して、斯かる一般原則と、会社法のその他の規定、並びに所謂「一般に認められた会計原則」との関係は如何なるものなのか。¹²⁶⁾

120) Flint, *op. cit.*, p. 18.

121) R. H. Button, What is true and fair? *Paper presented at the 1st Congress of Chartered Accountants of South Africa and South Rhodesia in 1955*, 1955, p. 57.

122) 友岡, 前掲論文 1) p. 114.

123) Trevor R. Johnston, Martin O. Jager and Reginald B. Taylor, *The Law and Practice of Company Accounting in Australia*, 3rd ed., 1973, pp. 246-247.

124) Robert Baxt, True and Fair View—A Legal Analysis, *Accountants' Journal* (N. Z.), Vol. 46, Apr. 1968, p. 301.

125) M. C. Miller, 'True and Fair' and Auditors' Reports, *The Australian Accountant*, Vol. 39, No. 4, Apr. 1969, pp. 169-172.

126) Tom Lee, The will-o'-the-wisp of 'true and fair', *The Accountant*, Vol. 187, No. 5601, 15 Jul. 1982, p. 18.

更に、前述の様にこの概念は、ヨーロッパ共同体第4号理事会指令に於いても採用されている。然して、この概念を中心としたイギリス会社法の考え方が、その他の国々、取り分け、慣習法に依拠したアングロ・サクソン型会計(Anglo-Saxon Accounting)とは性格を異にするフランコ・ジャーマン型会計(Franco-German Accounting)、即ち、成文法主義の国々に於いて、現在、どの様に理解されているのか、又、今後、如何にして咀嚼され、各国の法制度の中に取り入れられてゆくべきなのかという問題も又、我々にとって看過し得ないところである。

〔追記〕

會田義雄教授、峯村信吉教授、並びに黒川行治助教授からは、常日頃から多くの御示教を受けている。又、取り分け本稿に於ける問題意識は、故山榊忠恕教授から得た部分が多い。ここに謹しんで謝意を表したい。